

## 第 I 章 改訂の趣旨

県教育委員会では、平成16年5月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を策定し、幼児教育充実に向けた取組を推進してきました。その間、少子高齢化や核家族化をはじめとする幼児を取り巻く環境の変化もあり、幼児の育ちなどに対するさまざまな課題への対応が必要となっています。

また、県内では幼保一体化施設や認定こども園が開設されるなど、各地域の実態に応じた幼児教育・保育が展開されつつあります。

さらに、国の法改正や、平成18年10月に策定された国の「幼児教育振興アクションプログラム」、平成20年3月に告示された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」に基づく対応も必要となっています。

このような状況を踏まえ、時代の変化や新たな課題に対応した今後の本県の幼児教育・保育の方向性や具体的な取組等の指針を示すため、プログラムを改訂することになりました。

改訂にあたっては、県内学識経験者、保護者、幼稚園・保育所・小学校、市町村保育担当課の関係者と県外アドバイザーからなる「鳥取県幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」で協議いただいたことをもとに、県教育委員会が改訂作業を進めました。

県教育委員会では、このプログラムに沿って、知事部局や関係課をはじめ、各市町村と連携・協力しながら、幼児教育・保育の充実に向けた取組を推進し、幼稚園・保育所・認定こども園、家庭・地域を支援していきます。

今後、市町村においては、本プログラムを参考に、地域の実情に応じて幼児教育に関する政策プログラムを策定または改訂するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園や家庭・地域、関係機関等が連携して取り組むことが期待されます。幼稚園・保育所・認定こども園においては、教育・保育課程や指導計画、教職員の研修計画を作成・実施し、幼児教育・保育の充実に努めることが期待されます。

なお、本プログラムは、おおむね5年間を目途に、必要に応じて見直していくことにしています。また、改訂前のプログラム（平成16年5月策定）は3歳から5歳の幼児教育を対象としていましたが、0歳から2歳までの乳幼児期における保育も極めて重要な意味を持つものと考え、乳児の受入れをする保育所や認定こども園にも対応できるよう、0歳から就学前の保育・幼児教育を対象としました。

\*\*「幼児教育」と「保育」について\*\*

幼稚園や保育所、認定こども園においては、乳幼児の発達の過程に応じた養護と教育が一体的に取り組み、一般的にはそれが「保育」として表現されています。

しかし、このプログラムでは、原則として「幼児教育」は幼稚園児を対象とする教育（幼児期の学校教育）、「保育」は保育所（園）児を対象とする保育という言葉で表現しています。

【参考】

保育所の保育については、保育所保育指針で「養護と教育を一体的に行うことを特性とする」と示されています。「養護」とは「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわり」であり、「教育」とは「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、『健康』『人間関係』『環境』『言葉』及び『表現』の5つの領域から構成される」としています。

幼稚園については、学校教育法第22条で「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」と幼児の発達の特性から教育の前提として養護や保護といったことが必要であると示されています。